

規制の事後評価書(要旨)

政策の名称	電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令
担当部局	総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 消費者行政第一課 電話番号:03-5253-5867 e-mail:tcpd.for-youth@ml.soumu.go.jp
評価実施時期	令和4年6月
事前評価時の想定との比較	<p>【課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無】 事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。</p> <p>【事前評価時におけるベースラインの検証】 事前評価時において、SIMカードの提供に係る費用は、MVNOが電気通信役務の提供を行うために必ず要する費用であり、初期契約解除の際に利用者へ対価請求が可能な費用に含まれていないと、MVNOが負担する金額(年間約180万円～530万円(推計))が過度に発生するため、利用者と電気通信事業者の費用負担が公平でない状況が続くこととなる問題を想定していたところ、事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じておらず、ベースラインに変更はない。</p> <p>【規制(緩和)を継続する必要性】 規制の事前評価後、当該規制の必要性に大きく影響を与えるような社会経済情勢や科学技術の変化は特段認められなかった。よって、MVNOがSIMカードの提供に要する費用を、利用者と公平に負担するため、引き続き当該規制は必要である。</p>
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	<p>【「遵守費用」の把握】 【事前評価時の測定指標】 電気通信事業者に遵守費用は発生しないか、あっても限定的である。 利用者である国民は、SIMカードの提供に要する費用を初期契約解除に伴う対価として請求されることとなる。当該費用の金額は、第二種指定電気通信設備接続料規則に基づき算定される額に相当する額に限られる。事前評価時の2019年4月1日時点では1回線あたり114円～335円の遵守費用が発生していた。</p> <p>【遵守費用】 事後評価時の2022年5月時点では1回線あたり127円～335円の遵守費用が発生する。</p> <p>【費用推計との比較】 乖離はない。</p> <p>【「行政費用」の把握】 【行政費用】 当該規制拡充による行政費用は発生していない。</p> <p>【費用推計との比較】 乖離はない。</p> <p>【効果(定量化)の把握】 【効果】 「消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合(第6回)」における事業者からの要望を踏まえ、SIMカードの提供に要する費用が初期契約解除に伴い利用者に対価として請求することができる費用に追加されたことで、利用者と電気通信事業者の費用負担が公平となり、電気通信市場の健全な発達につながった。その後、事業者から更なる改善の要望は出されていない。</p> <p>【効果予測との比較】 乖離はない。</p> <p>【便益(金銭価値)の把握】 【便益】 初期契約解除の際MVNOが過度に負担していた金額(年間約68万円～180万円(推計))が利用者負担とできるようになったため、電気通信事業者と利用者の費用負担が公平となった。</p> <p>【便益推計との比較】 乖離はない。</p> <p>【「副次的な影響及び波及的な影響」の把握】 【副次的及び波及的な影響】 新規契約締結数に占める初期契約解除を行う利用者の割合は、現在も1%未満と事前評価時と変わらず、利用者の初期契約解除に本規制の拡充が与えた影響は軽微である。また、当該規制は、従前より契約時に通常請求されているSIMカードの提供に要する費用について、初期契約解除時においても請求可能としたものであり、利用者の契約時における意思形成に及ぼす影響は極めて軽微であって、MVNOとの契約を選択する利用者数の増減に影響を与えなかった。さらに、総務省等に寄せられた苦情相談を分析した結果、本規制の副次的・波及的影響を示唆する苦情相談は皆無だった。</p> <p>【費用推計との比較】 乖離はない。</p>
考察	<p>上記のとおり、利用者である国民が負担する遵守費用についてはやや増加したが、その増加分については透明性・適正性が確保された第二種指定電気通信設備接続料規則に基づき算定された額に相当する金額に限られたものであり、また、行政費用は発生していない。</p> <p>一方で、本件規制が導入されたことにより、利用者と電気通信事業者の費用負担が公平となり、電気通信市場の健全な発達につながっている。</p> <p>以上から、本件規制による費用等は限定的ではあるが、一定の効果があると認められ、間接的影響も認められないため、本規制を継続することが妥当であると考えられる。</p>
備考	